

令和3年3月31日

[新規]

[要綱第8号]

石川町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石川町地域おこし協力隊設置要綱（令和2年要綱第10号。以下「設置要綱」という。）に規定する地域おこし協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）に対し、設置要綱第8条及び石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年規則第13号）の規定に基づき、石川町地域おこし協力隊活動補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅家賃 住宅の賃貸借契約に定められた家賃（光熱水費又は敷金、礼金、仲介手数料その他これに類するものは含まない。）
- (2) 住宅賃貸借手数料 住宅の賃貸借契約に必要な敷金、礼金、仲介手数料及びこれに類するもの（火災保険料は含まない。）
- (3) 車両借上費 協力隊の活動に必要な車両のリース契約等に要する費用
- (4) 車両燃料費 協力隊の活動に必要な車両を利用した際の燃料費を、石川町旅費条例（昭和41年条例第16号）の規定により交付する費用
- (5) 消耗品費 協力隊の活動に必要な消耗品購入費用
- (6) 引越費用 第1号に規定する住宅へ移転するために要した費用。ただし引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、協力隊員とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げる経費とする。

- 2 第2条第1号、第2号及び第6号の補助対象経費は、設置要綱第3条に規定する身分前並びに、第5条に規定する委嘱前に準備行為として支払われた場合であっても、当該補助金の対象とし、また、第5条に規定する交付申請前であっても、申請後遡及して適用することができる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする協力隊員は、地域おこし協力隊活動補助金交付申請書（様式第1号）を町長へ提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域おこし協力隊活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした協力隊員に通知するものとする。

（概算払）

第7条 町長は、必要があると認めるときは、前条の交付決定通知を受けた協力隊員の請求により、補助金の額の一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、地域おこし協力隊活動補助金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

3 概算払の請求は、当該各号に定める期限までに町長に提出するものとする。

（1）4月から6月までの補助対象経費 当該期間の属する年度の4月30日まで

（2）7月から9月までの補助対象経費 当該期間の属する年度の7月31日まで

（3）10月から12月までの補助対象経費 当該期間の属する年度の10月31日まで

（4）1月から3月までの補助対象経費 当該期間の属する年度の1月31日まで

（事業内容の変更）

第8条 協力隊員は、補助金の交付決定を受けた補助対象経費について、内容の変更をするときは、地域おこし協力隊活動補助金変更承認申請書（様式第4号）を町長へ提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域おこし協力隊活動補助金変更承認決定通知書（様式第5号）により協力隊員に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 協力隊員は、事業を完了したときは、地域おこし協力隊活動補助金実績報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、事業を完了した日の翌日から起算して30日以内又は当該活動年度の3月末日までのうち、いずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定のうえ、地域おこ

し協力隊活動補助金交付額確定通知書(様式第7号)により協力隊員に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 協力隊員は、前条の通知を受けたときは、地域おこし協力隊活動補助金交付請求書(様式第8号)により、速やかに町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 第7条の規定により補助金の概算払を受けた協力隊員は、前条の通知を受けたときは、地域おこし協力隊活動補助金概算払精算書(様式第9号)により、速やかに補助金の精算をしなければならない。

(補助金交付決定の取消し等)

第12条 町長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 補助金をその目的以外に使用したとき。

(2) その他この要綱に違反し、又は不正行為があったとき。

(関係書類の保存)

第13条 協力隊員は、補助事業に係る関係書類を整理し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	補助金の額
住宅家賃	月額50,000円を上限とする。
住宅賃貸借手数料	住宅家賃2ヶ月分を上限とする。
車両借上費	月額50,000円を上限とする。
車両燃料費	予算の範囲内で交付する。
消耗品費	予算の範囲内で交付する。
引越費用	100,000円を上限とする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

石川町長 様

住所
氏名 印

地域おこし協力隊活動補助金交付申請書

下記について、補助金の交付を受けたいので、石川町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

1. 交付申請額 円

2. 申請内容

補助対象経費	内 容	金 額
住宅家賃		円
住宅賃貸借手数料		円
車両借上費		円
車両燃料費		円
消耗品費		円
引越費用		円

3. 添付書類

契約書の写し等内容を確認できるもの

その他必要な書類

地域おこし協力隊活動補助金収支予算書

1 収入の部

区 分	予算額	備 考

2 支出の部

区 分	予算額	備 考

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

石川町長 印

地域おこし協力隊活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について次のとおり交付することと決定したので、石川町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

交付決定額 円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

石川町長 様

住所
氏名 印

地域おこし協力隊活動補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、石川町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

1. 概算払請求額

交付決定額 (A)	円
概算払済額 (B)	円
残額 (A) - (B)	円
今回請求額	円

2. 請求月数

月から 月分

3. 概算払内訳

4. 交付金の振込先口座

金融機関名	支店名	分類	口座番号	
			(フリガナ)	口座名義
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.農協	本-支店 本-支所 出張所	普通 当座	(右詰めでお書きください。)	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

石川町長 様

住所
氏名 印

地域おこし協力隊活動補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、
次のとおり内容を変更したいので、石川町地域おこし協力隊活動補助金交付要
綱第8条の規定により申請します。

変更交付申請額 円

当初交付申請額 円

変更する内容

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

石川町長 印

地域おこし協力隊活動補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった補助金について承認することと決定したので、石川町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

変更交付決定額 円

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

石川町長 様

住所
氏名 印

地域おこし協力隊活動補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった補助事業について次のとおり完了したので、石川町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

1. 総事業費 円

2. 補助金交付決定額 円

3. 補助対象経費実績

補助対象経費	内 容	金 額
住宅家賃		円
住宅賃貸借手数料		円
車両借上費		円
車両燃料費		円
消耗品費		円
引越費用		円

4. 添付資料

支払いを証明する書類

その他必要な書類

地域おこし協力隊活動補助金収支決算書

1 収入の部

区 分	決算額	備 考

2 支出の部

区 分	決算額	備 考

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

石川町長 印

地域おこし協力隊活動補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について次のとおり交付額を確定したので、石川町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

交付確定額 円

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

石川町長 様

住所
氏名 印

地域おこし協力隊活動補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定があった補助金について、石川町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1. 請求額

交付確定額 (A)	円
概算払済額 (B)	円
残額 (A) - (B)	円
今回請求額	円

2. 補助金の振込先口座

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ)
				口座名義
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.農協	本・支店 本・支所 出張所	普通 当座		

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

石川町長 様

住所
氏名 印

地域おこし協力隊活動補助金概算払精算書

年 月 日付け 第 号で交付額確定通知のあった補助金について、石川町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり精算します。

- | | |
|--------------|---|
| 1. 交付確定額 | 円 |
| 2. 概算払受領済額 | 円 |
| 3. 精算額 | 円 |
| 4. 差引金額（3－2） | 円 |

地域おこし協力隊活動補助金収支内訳

1. 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
	円	
	円	
合 計	円	

2. 支出の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
	円	
	円	
合 計	円	